

署受付印		令和 年月日		所管	業種目	概況書	要否	別表等	※	青色申告	一連番号		
納税地		税務署長殿		通算グループ整理番号				整理番号					
		電話( ) -		通算親法人整理番号				事業年度(至)					
(フリガナ) 法人名				法人区分	普通法人、特定の医療法人等、記以外の公益法人等、みなし公益法人等又は法人等、みなし公益法人等又は人格がない社団等、特定の医療法人等			売上金額	兆 十億 百万				
法人番号				事業種目	期末現在の資本金の額又は出資金の額			申告年月日	年 月 日				
(フリガナ) 代表者				同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの				通信年月日	年 月 日				
代表者住所				同非区分	特 定 同族会社 同族会社 非同族会社			申告区分	申告区分				
				旧納税地及び旧法人名等				借岱対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金算出表、勘定科目内訳明細書、事業概況書、組織再編成に係る契約書等の書の写し、組織再編成に係る移転資産等の明細書	法人税 中間 期限後 修正 地方法人税 中間 期限後 修正	適用額明細書 提出の有無 有 無			
				添付書類							税理士法第30条の書面提出有 有 税理士法第33条の2の書面提出有 有		
令和 年 月 日 事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税		申告書 申告書		年 月 日									
令和 年 月 日 (中間申告の場合 令和 年 月 日)				年 月 日									
この申告書による法人税額の計算	所得金額又は欠損金額(別表四「52の①」)	1	十億 百万 千 円	控除税額の計算	16	十億 百万 千 円							
	法人税額(48)+(49)+(50)	2		所得税額(別表六(一)「6の③」)	16								
	法人税額の特別控除額(別表六(六)「5」)	3		外国税額(別表六(二)「23」)	17								
	税額控除超過額相当額の加算額	4		計(16)+(17)	18								
	土地課税土地譲渡利益金額(別表三(二)「24」)+(別表三(二)「25」)+(別表三(三)「26」)	5	0 0 0	控除した金額(12)	19								
	同上に対する税額(62)+(63)+(64)	6		控除しきれなかった金額(18)-(19)	20								
	留保課税留保金額(別表三(一)「4」)	7	0 0 0	この申告による還付金額(20)	21								
	同上に対する税額(別表三(一)「8」)	8		中間納付額(14)-(13)	22								
	法人税額計(2)-(3)+(4)+(6)+(8)	9	0 0	欠損金の繰戻しによる還付請求税額(23)	23	外							
	分配時調整外国税額相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得金額等相当額の控除額(別表六(五)「27」)+(別表十七(三)「31」)	10		計(21)+(22)+(23)	24	外							
	仮表経理に基づく過大申告の更正に伴う控除法人税額	11											
	控除税額(((9)-(10)-(11))と(18)のうち少ない金額)	12											
	差引所得に対する法人税額(9)-(10)-(11)-(12)	13	0 0										
	中間申告分の法人税額	14	0 0										
	差引確定(中間申告の場合はその法人税額とし、マイナス)(13)-(14)の場合は(22)へ記入)	15	0 0										
この申告書による地方法人税額の計算	課税標準の基準(所得の金額に対する法人税額(2)+(3)+(4)+(5)+(6)+(7)の合計)+(別表六(二)「付表六[7]」)+(別表六(三)「9の合計」)+(別表六(四)「9の合計」)	28		この申告による還付金額(67)	41								
	法人税額課税留保金額に対する法人税額(8)	29		中間納付額(39)-(38)	42	外							
	課税標準法人税額(28)+(29)	30	0 0 0	計(41)+(42)	43	外							
	地方法人税額(53)	31											
	税額控除超過額相当額の加算額(別表六(二)付表六「14の計」)	32											
	課税留保金額に係る地方法人税額(54)	33											
	所得地方法人税額(34)	34											
	分配時調整外国税額相当額及び外国関係会社等に係る控除対象所得金額等相当額の控除額(別表六(五)「8」)+(別表六(三)「9の合計」)+(4)と(34)のうち少ない金額)	35											
	仮表経理に基づく過大申告の更正に伴う控除地方法人税額	36											
	外国税額の控除額(((34)-(35)-(36))と(65)のうち少ない金額)	37											
	差引地方法人税額(34)-(35)-(36)-(37)	38	0 0										
	中間申告分の地方法人税額	39	0 0										
	差引確定(中間申告の場合はその地方法人税額とし、マイナス)(38)-(39)の場合は(42)へ記入)	40	0 0										